

公示送達書

行税告示第 6 号
令和 8 年 9 月 1 4 日

下記の書類は、当県税事務所に保管しており、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

茨城県行方県税事務所長

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類を特定するために必要な情報	備考
新堀 和歌	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
石田 吉範	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
岩田 雄二	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
PUKDEESAKUNLEE PRAVES	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
岩井 基典	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
神原 佑月	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
草野 美智代	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
内田 一也	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
吉田 絢矢	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
石川 亮	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
荒木 宏充	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
LI ZIJIAN	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
佐藤 千波	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
吉田 大起	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
井上 一樹	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
山口 恭輔	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
環境整備山田 有限会社	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
門 佳樹	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示の日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。		